

伊勢崎市監査委員告示第 3 号

監査結果に係る措置について

平成31年1月21日付伊勢崎市監査委員告示第1号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき伊勢崎市長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成31年2月27日

伊勢崎市監査委員	猪俣	健
同	光山	喜一郎
同	田島	勉

(様式1)

## 監査結果に係る措置通知書

所属部課名 スポーツ振興課赤堀運動施設管理事務所

No	監査結果 (指摘改善)	措置状況
1	<p>歳入関係において、使用料減免申請書の減免理由が同一であるにもかかわらず、減免割合が異なっているものがあつた。徴収した金額の相違は、市民の行政に対する信頼を損なうおそれがあることから、再発防止に向けての事務の適正化と組織的チェック体制の検討を図られたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用料の減免を100%とすべきところを50%で減免申請書进行处理していました。但し、本件につきましては事前に減免申請書の誤った事務処理に気付いた現場職員が100%減免に訂正し対応したため使用料の過徴収による返金は生じません。尚、その後使用料減免申請書につきましては、正しく処理をし訂正いたしました。</li><li>・減免申請書に記載された利用日の中に使用料減免対象外の利用日の記載がありました。但し、この件につきましては、結果として当該日の利用がなかったため未徴収金としての取り扱いはございませんでした。</li></ul> <p>以上の事実を踏まえ今後は再発防止の徹底を図るため減免申請書の取扱いは複数の職員によるダブルチェックの徹底を実施することといたしました。</p>

\* 監査結果(指摘改善)は、監査結果報告書のとおり記載する。

(様式1)

## 監査結果に係る措置通知書

所属部課名 教育部学校教育課

No	監査結果 (指摘改善)	措置状況
1	<p>補助金関係において、交付要綱に補助額は所要経費の額を超えないものがあるが、補助額が経費を超えて支出されていた。補助金の支出にあたっては、申請書や実績報告書等の書類審査を十分注意し、再発防止に向けての事務の適正化と組織的チェック体制の検討を図られたい。</p>	<p>経費を超えて支出された補助金は、平成30年10月4日に返還命令書により通知し、平成30年10月22日に返還されました。</p> <p>交付要綱の条項の理解を深めるとともに、実績報告書の審査を厳正に行うこと、会計決算書の検算を十分行うことを課長、係長、担当者で再確認しました。</p>

\* 監査結果(指摘改善)は、監査結果報告書のとおり記載する。